

ご遺族のための おくやみハンドブック

(今後のさまざまなお手続きのご案内)

【目次】

項 目	頁	項 目	頁
役場で行う手続きの際にお持ちいただくもの	1	■ 株式等	11
死亡に関する手続きに関してよくある質問	2	■ 国債	11
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (役場で行う手続き)		■ 普通自動車	11
■ 戸籍・住民登録・印鑑登録	3	■ 軽四輪及び二輪 (125cc 以下)	11
■ 年金	4	■ 国税関係	11
■ 介護	5	■ 不動産登記関係	11
■ 高齢者	5	■ 遺言書	12
■ 国民健康保険・後期高齢者医療	5	■ 相続放棄	12
■ 税	6	■ 固定電話 (NTT西日本)	12
■ 障がい	7	■ 固定電話 (NTT西日本以外)	12
■ 子育て	8	■ 携帯電話	12
■ 町営住宅	9	■ インターネット	12
■ 上下水道	9	■ NHK受信料	12
■ 町営墓地	10	■ 電気・ガス料金等	12
■ 犬	10	■ 運転免許証	12
■ 農地の相続	10	■ パスポート	12
■ 森林の相続	10	■ クレジットカード	12
■ 制度のご案内	10	■ ケーブルテレビ	12
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (役場以外で行う手続き)		■ ごみ処分等	12
■ あったかハート駐車場利用証	11	「法定相続情報証明制度」	13
■ 生命保険等	11	日出町役場 1 階フロア案内図	14
■ 損害保険等	11	委任状に関するご案内	15
■ 預貯金口座等	11	委任状	16

令和 4 年 (2022年) 5 月

【発行】 日 出 町

役場で行う手続きの際にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。
なお、各手続き別の必要なものについては、3ページ以降をご覧ください。

■ ご遺族のもの

- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・ 写真付きのもの
 - ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障がい者手帳など
 - ・ 写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など
- 預貯金通帳（相続人代表者・喪主）
- 税金の引き落としなどの口座変更をする場合は、預貯金通帳と銀行印
もしくはキャッシュカード（ゆうちょ銀行及び町内に支店のある金融機関に限る）
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証等）
- 個人番号が確認できるもの（通知カード、個人番号カード）

■ 亡くなった方のもの

- 国民年金手帳又は国民年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）
- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- 子ども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- その他日出町役場から交付された証書類

※年金手続きや戸籍・住民・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となりますので、P16の委任状をご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言状によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q. 死亡届は提出したので、役場での手続きはしなくてよいですか？

A. 多くの場合、手続きが必要になります。(詳細はP 3以降をご覧ください。)

<主なもの>

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方及び40歳から64歳で要介護認定を受けている方は、手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、別途、死亡届・未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税務関係：亡くなった方によって、お手続きが必要な場合があります。

その他：P 3以降をご覧ください、不明な点はお問い合わせください。

Q. 国民年金・厚生年金は年金事務所にいけばよいですか？

A. 役場でも手続きが可能です。

必要な書類は個人により異なります。詳しくはP 4をご覧ください。

年金の種類によっては、年金事務所での手続きとなります。

Q. 亡くなった方の保険証などで見つからないものがあります・・・

A. 証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内します。

お持ちいただくものについては、前頁をご覧ください。

Q. 死亡の記載がある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A. 原則として死亡届を受理した日から約3日目（閉庁日含まず。）から交付できます。

※夜間や閉庁日での宿日直預かり分は、翌開庁日からの起算になります。

遠方などで窓口での取得が難しい場合は、住民生活課にご相談ください。

本籍地において戸籍の記載を行いますので、詳細は本籍地の市町村にお問い合わせください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場で行う手続き）

■ 戸籍・住民登録・印鑑登録

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
日出町に住民登録している人	死亡届	・亡くなった方の死亡診断書 (葬儀・火葬が済んでいる場合は不要)	住民生活課 戸籍住民係 電話 73-3122
世帯主	世帯主変更届	・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	
印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証（カード）	
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返還	・住民基本台帳カード	

※死亡届は、亡くなられた方の死亡地又は本籍地・届出人の住所地及び一時滞在地で届出ができます。

そのため、他市町村に届出した場合、戸籍や住民票への記載に日数がかかることがあります。

※死亡後に保険等の手続きでマイナンバーが必要になる場合があるため、マイナンバーカードはそのまま保管していただいで結構です。

■ 年金

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民年金に加入している方	死亡届	・亡くなった方の年金手帳	健康増進課 国保年金係 電話 73-3133
	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金手帳 ・亡くなった方と請求者となる方との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・死亡診断書の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの	
国民年金厚生年金を受給している方	死亡届	・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方の死亡診断書の写し	
国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・死亡診断書の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの	
厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記又は役場の年金係にご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・死亡診断書の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。	別府年金事務所 電話 22-5111 予約受付専用 0570-05-4890 年金相談 (ねんきんダイヤル) 0570-05-1165
共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください		
恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください (恩給証書の記号番号が必要です。)		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、右記又は役場の農業委員会窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳	J Aべっぴん日出 日出支店 電話 72-2101 独立行政法人 農業者年金基金 電話 03-3502-3941
企業年金を受給している方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会（年金相談室）電話 0570-02-2666		

■ 介護

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
65 歳以上の方 又は 40 歳から 64 歳で要 介護認定を受けてい る方	介護保険被保険者 証等の返還 給付費口座変更届 (該当の方) 要介護認定申請の 取り下げ書届出 (該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の介護保険被保険者証 ・亡くなった方の介護保険負担割合証 ・亡くなった方の負担限度額認定証 (該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの 	介護福祉課 介護保険係 電話 73-3136

■ 高齢者

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
緊急通報装置の 貸与がある方	緊急通報装置の 撤去・返還	担当課に連絡し、撤去日の日程調整をしてください。	介護福祉課 地域福祉係 電話 73-3121

■ 国民健康保険・後期高齢者医療

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民健康保険に加入している方 又は 国民健康保険に加入している方のいる 世帯主の方	資格喪失 被保険者証及び 各種認定証返還 もしくは記載事項変更 葬祭費の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証 ※世帯主の方がなくなられた場合は、世帯員の方の被保険者証もお持ちください。 ・亡くなった方の各種認定証 ※世帯主の方がなくなられた場合は、世帯員の方の認定証もお持ちください。 ・喪主が確認できるもの (会葬礼状) ・喪主の振込先口座のわかるもの ・手続きする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) 	健康増進課 国保年金係 電話 73-3133
後期高齢者医療に 加入している方	被保険者証及び 各種認定証の返還 葬祭費の申請 保険料に関する相 続人代表届 高額医療費等の振 込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証 ・喪主が確認できるもの (会葬礼状) ・喪主の振込先口座のわかるもの ・手続きする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) 	

『相続人代表』

法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。

所有権や相続割合等を定めるものではありません。

■ 税

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
町・県民税が課税されている方	町・県民税に関する相続人代表届出書の提出	・相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は、本人確認書類の写しの添付が必要です。	税務課 住民税係 電話 73-3123
原動機付自転車等（日出町ナンバー）の車両を所有している方	名義変更 または廃車	・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に日出町ナンバーを変更したいとき） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課 住民税係 電話 73-3123
固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定	・相続人の代表者となる方の本人確認書類（相続人が複数人の場合、手続き説明となります） ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍抄本等）	
共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	・新たに代表者となる方の本人確認書類（手続きの説明までとなる場合があります）	税務課 資産税係 電話 73-3123
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	・登記をされていない家屋（未登記家屋）について「譲渡書」にて現在の所有者を届け出ていただきます。 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後原本は返却します。	
納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更又は廃止等）	・亡くなった方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 口座振替の手続きをされる方 ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印もしくはキャッシュカード （ゆうちょ銀行及び町内に支店のある金融機関に限る）	税務課 電話 73-3123

■ 障がい

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の手帳 ・亡くなった方のマイナンバー 	介護福祉課 障害福祉係 電話 73-3126
大分県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者が亡くなったとき 支給金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） ・加入日から2年以内になくなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式） 	
	心身障がい者の方が亡くなったとき 弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者（保護者）の住民票の写し ・亡くなった障がい者が除かれた住民票の写し ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの 	
	扶養共済年金受給者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し 	
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方	死亡届 未支払分請求	<ul style="list-style-type: none"> ・相続される方の振込先口座のわかるもの 	
重度心身障害者医療費の助成を受けている方	受給者証の返還 振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の重度医療費受給者証 ・相続される方の振込先口座がわかるもの 	
心身障害者福祉年金を受給している方	資格喪失届 振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・相続される方の振込先口座がわかるもの 	
緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	右記窓口にて、撤去日の日程調整をしてください。	介護福祉課 地域福祉係 電話 73-3121

■ 子育て

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 又は 減額改定	特にありません	子育て支援課 子育て支援係 電話 73-3177
児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問い合わせください。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 又は 額確定	・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	事前に右記にお問い合わせください。	
子ども医療費助成を受給している方	受給資格者証の返還	・亡くなった方の子ども医療費受給資格者証	
子ども医療費助成を受給している方の保護者の方	世帯主の変更	・子どもの新しい保険証（詳しくは右記にお問合せください）	
ひとり親家庭等医療費補助を受給している方	受給資格者証の返還	・亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給資格者証	
認可保育園・こども園・公立幼稚園在園児の方	退所届	特にありません	
認可保育園・こども園・公立幼稚園在園児の保護者の方	保護者及び世帯構成変更の届出	事前に右記にお問い合わせください。	
就学援助申請者の方	就学援助変更申請	事前に右記にお問い合わせください。	教育総務課 電話 73-3157

■ 町営住宅

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
契約者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居される同居親族	町営住宅入居承継承認	承継手続きが必要です。 事前に右記にお問い合わせください。	都市建設課 管理用地係 電話 73-3172
契約者本人が亡くなり、町営住宅を退去される方	町営住宅明渡届他	退去立ち会いが必要です。 事前に右記にお問い合わせください。	
町営住宅に入居の世帯員が亡くなった場合	世帯員異動届	世帯員異動届	
町営住宅入居者の連帯保証人が亡くなった場合	連帯保証人変更届	連帯保証人変更届	

■ 上下水道

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
上水道・下水道を利用している方	名義変更・閉栓	事前に右記にお問い合わせください。	上下水道課 管理係 電話 73-3134
	登録口座の変更	事前に右記にお問い合わせください。 ○上下水道課窓口で変更する場合 ・新たに申し込む方の預貯金口座のキャッシュカード ○金融機関窓口で変更する場合 ・新たに申し込む方の預貯金通帳 ・銀行届出印	
下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	・公共下水道使用開始届出事項変更届書	
下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更 納付管理人の登録 登録口座の変更	受益者の変更 ・受益者変更申告書 納付管理人の登録 ・納付管理人申告書 登録口座の変更 ・振替口座のわかるもの（預貯金通帳等） ・口座名義人の印鑑（銀行届出印）	

■ 町営墓地

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
町営墓地を使用している方	墓地継承使用申請	継承手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	住民生活課 生活衛生係 電話 73-3128

■ 犬

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
犬を所有している方	所有者の変更	所有者変更手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	住民生活課 生活衛生係 電話 73-3128

■ 農地の相続

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
農地を相続された方	農地法第3条の3の規定による届出	・相続した農地の登記簿（相続登記が終わっていること） 又は登記完了証	農業委員会事務局 電話 73-3125

■ 森林の相続

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
森林を相続された方	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の所有者届出書 ・相続した森林の登記事項証明書（相続登記が終わっていること） ・相続した森林の位置図	農林水産課 耕地林業係 電話 73-3127

■ 制度のご案内

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。 ただし、状況により案内が異なりますので、事前に右記にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 電話 73-3177
満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童がいる方	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。 ただし、状況によってご案内が異なりますので、事前に右記にお問い合わせください。	
公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を町が援助する制度です。 ただし、状況によってご案内が異なりますので、事前に担当課へお問い合わせください。	教育総務課 電話 73-3157
経済的に生活がお困りの方	相談	経済的に生活がお困りで、悩みごと・困りごとがある方は、右記にご相談ください。	日出町社会福祉協議会 くらしの相談あんしん 電話 85-8800
ご家族を亡くされて不安の続く方	こころの相談会 ※月に1回の開催です。	眠れない、食欲がない、疲れやすい、といった元気がない状態が続く方などは、「つらい気持ち」をひとりで抱え込まずにご相談ください。完全予約制です。	健康増進課 健康推進係 電話 73-3130

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場以外で行う手続き）

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
あったか・はーと 駐車場利用証	あったか・はーと駐車 場利用証の返却	あったか・はーと駐車場利用証 ※名前と死亡日を告げる必要があります	大分県東部保健所 地域福祉室 電話 72-2327
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた生命保険 会社又は代理店
損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた損害保険 会社又は代理店
預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類が異なります。	各金融機関等
株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類が異なります。	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	名義変更 償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の 郵便局
普通自動車	自動車税に関するこ と及び名義変更等 に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	別府県税事務所 電話 67-8211
		普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 大分運輸支局 電話 050-5540- 2087
軽四輪及び二輪 (125cc以上)	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽四輪 軽自動車検査協会 大分事務所 電話 050-3816-1759 二輪 九州運輸局 大分運輸支局 電話 050-5540-2087
国税関係	相続税手続き 所得税・所得税申 告手続き	事前に右記にお問い合わせください。	別府税務署 電話 23-2111
不動産登記関係	土地・家屋等移転 登記	・登記申請書 ・戸籍抄本 ・除籍謄本等	大分地方法務局 杵築支局 電話(0978)62-2271

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の戸籍謄本	大分地方・家庭裁判所 杵築支部 電話 0978-62-2052
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類あります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。）	
固定電話 (NTT 西日本)	契約継承・解約	NTT 西日本の場合 まずは右記へ電話してください ・契約書の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	NTT 西日本の場合 局番なし 116 携帯電話からは 0800-2000116
固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK大分放送局 電話 097-533-2800
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	杵築日出警察署 電話 72-2131
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	大分県国際政策課 パスポート班 電話(097)536-1786
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ごみ処分等	直接搬入	大量に生じた場合は、直接右記にお問合せください。	藤ヶ谷清掃センター 電話 67-6111

あなたの相続手続きを応援します！

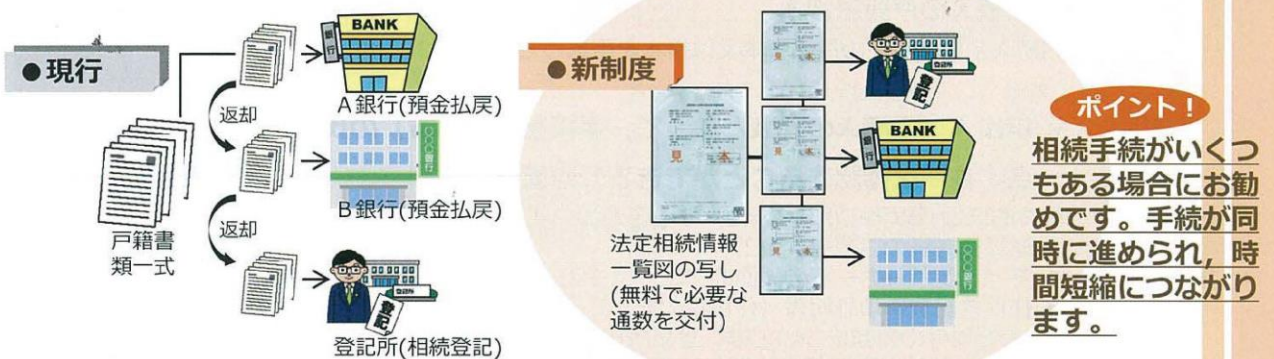
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手順の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～



法定相続情報一覧図の写しの交付

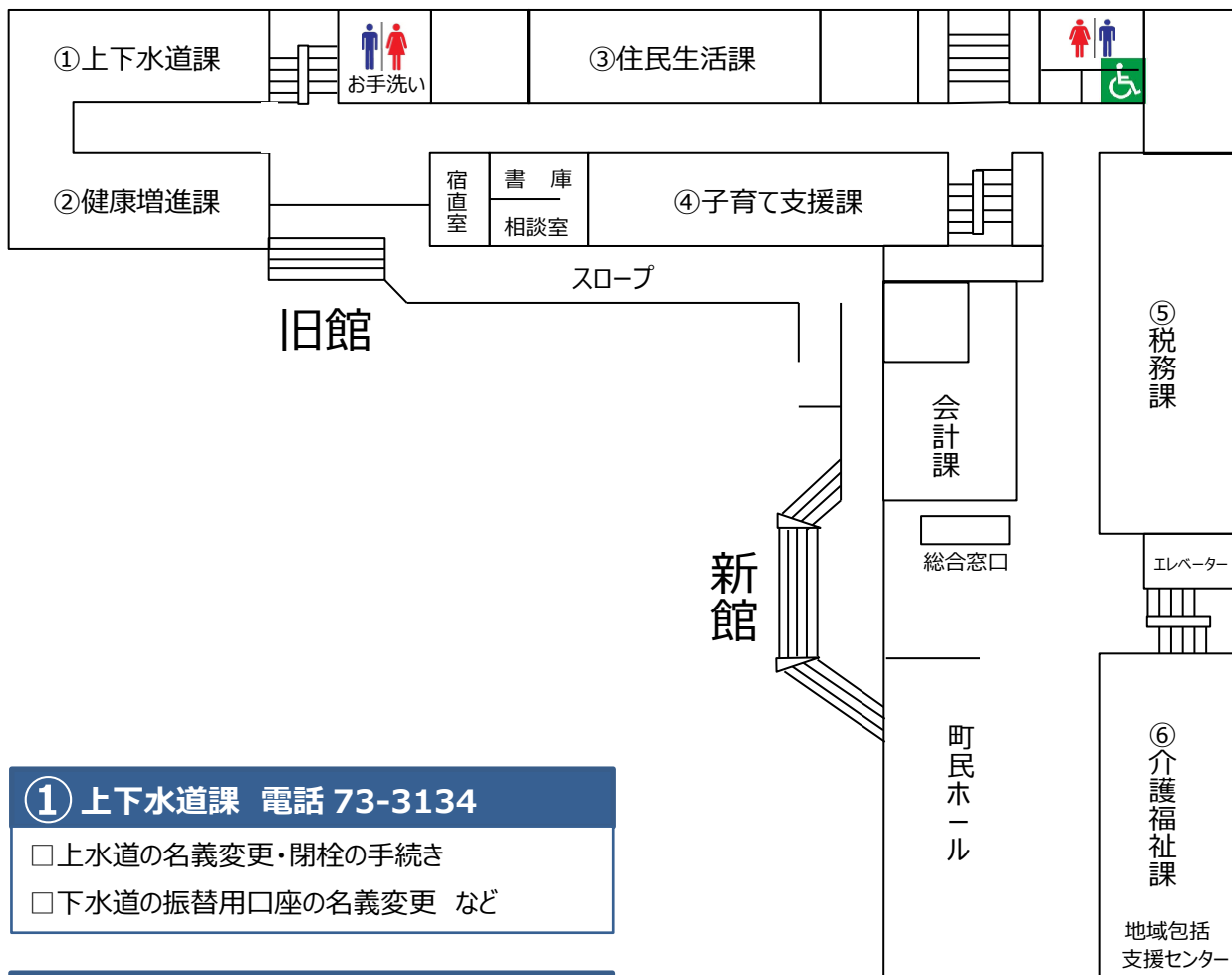
戸籍謄本の束の代わりにして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

大分地方法務局

日出町役場 1階フロア案内図



① 上下水道課 電話 73-3134

- 上水道の名義変更・閉栓の手続き
- 下水道の振替用口座の名義変更 など

② 健康増進課 電話 73-3133・3130

- 国民健康保険・後期高齢者医療の手続き
- 国民年金の手続き など

③ 住民生活課 電話 73-3122

- 死亡届
- 戸籍謄(抄)本・住民票の発行 など

④ 子育て支援課 電話 73-3177

- 児童手当・児童扶養手当の手続き
- 子ども医療費助成の手続き
- 認可保育園・こども園の手続き など
- ※就学援助は、教育総務課（中央公民館内）

⑤ 税務課 電話 73-3123

- 町県民税の届出
- 原付自動車の名義変更・廃車の手続き
- 固定資産の手続き
- 今後の納税に関する手続き
- 税に関する証明書の発行 など

⑥ 介護福祉課 電話 73-3126・3136

- 身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の返還
- 重度心身障害者医療費関係の手続き
- 介護保険の手続き など

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次頁の委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

■ 掲載している委任状の様式

○死亡に関する手続き用

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、役場健康増進課国保年金係又は日本年金機構のホームページで配布しています。

■ お問い合わせ

○戸籍（除籍）謄本・住民票について

住民生活課戸籍住民係 0977-73-3122

○税に関する証明書について

税務課 0977-73-3123

○年金手続きについて

健康増進課国保年金係 0977-73-3133

別府年金事務所 0977-22-5111

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項を自署し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より3か月以内に窓口にお越しください。

委 任 状

(宛先) 日出町長

年 月 日作成

委任者 (頼む方)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日)

連絡先電話番号 — —

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住 所 _____

氏 名 _____

記

委任事項 (委任する事項にレを付してください。)

_____の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍 (除籍)、改製原戸籍の謄 (抄) 本及び住民票 (除票) の交付申請及び受領に関する権限

国民年金に関する手続き

町税に関する証明書の交付申請

遺族年金用 : 所得証明書 _____年度分 _____通

相続登記用 : 固定資産評価証明書 _____年度分 _____通

土地 : 全部・一部 家屋 : 全部・一部 各 _____通

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価証明書が必要です。

固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。